

みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例 逐条解説

前文

健康であることは、全ての人の願いであり、県民が喜びや生きがいを持って充実した日々を過ごすための大切な基盤である。

我が国は、公衆衛生の向上、医学の進歩等により、世界でもトップクラスの平均寿命を誇り、「人生100年時代」の到来を見据えた社会のあり方が議論される時代を迎えている。そのような中、本県は高齢化率が全国的にも高く、地域の活力を維持し、伸ばしていくためには、年齢にかかわらず全ての県民が活躍できる社会の実現を目指していかなければならない。

年齢にかかわらず活躍し続けるためには、健康であることが最も大切である。そのためには、県民一人一人が、若い頃から自らの健康を意識し、生活習慣の改善や健康診断の受診等により、生活習慣病の発症及び重症化の予防に、主体的に、かつ、継続して取り組むことが重要である。そして、それを県民、事業者、健康づくり関係者、市町村、県及び国が連携し、協力しながら社会全体で支援し、推進していくことが必要である。

また、それらの健康づくりに継続して取り組むためには「楽しみながら取り組むこと」が重要である。本県は、多くの秀麗な山々、県土を縦貫する最上川、全国一の面積を誇る天然のブナ林といった豊かな自然に囲まれており、ウォーキング、スキー、トレッキング、森林浴等、自然と触れ合い、楽しみながら健康づくりに取り組むことができる環境に恵まれている。同時に、それらの豊かな自然は四季折々の豊富な食材をもたらし、健康状態に合わせた栄養バランスの取れた食事を、身近で気軽に取ることのできる環境にも恵まれている。そのような本県の豊かな自然環境も活用しながら、県民が総参加で生活習慣病の発症及び重症化の予防のための健康づくりに取り組むことにより、県民一人一人が家庭や働く場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会である「健康長寿県やまがた」の実現を目指して、この条例を制定する。

【趣旨】

本条例を制定する背景、本県にとっての条例の必要性、条例制定により本県が目指す社会について示したものです。

高齢化が進む中、地域活力を維持向上するためには、県民が健康で、年齢にかかわらず活躍することが求められます。

そのためには県民一人一人が、若い頃から自らの健康を意識し、生活習慣の

改善や健康診断の受診等により、生活習慣病の発症及び重症化の予防に、主体的継続的に取り組むこと、そして、それを県民、事業者、健康づくり関係者、行政が連携協力しながら社会全体で支援し、推進していくことが必要です。

そのうえで「山形が誇る資源を活かし、県民が楽しみながら取り組める健康づくりの推進」を施策推進の視点に据え、本県の豊かな自然環境も活用しながら、県民が総参加で生活習慣病の発症及び重症化の予防のための健康づくりに取り組むことにより、県民一人一人が家庭や働く場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会である「健康長寿県やまがた」の実現を目指して、この条例を制定するものです。

【解説】

○ 人生 100 年時代

我が国の平成 27 年平均寿命は、男性が 80.77 歳、女性が 87.01 歳で、今後も延伸されることが見込まれています。

政府は、平成29年 9 月、内閣総理大臣を議長とした「人生100年構想会議」を設置し、超長寿社会において、人々が活力をもって時代を生き抜いていくための経済・社会システムを実現するため、政府が今後 4 年間に実行していく政策のグランドデザインの検討を開始しました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の健康づくり（疾病又は障がいの有無にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食習慣、運動習慣、休養、飲酒、喫煙、歯及び口腔^{こうくう}の健康の保持の習慣等の生活習慣を改善すること等により、自らの健康を管理することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の総参加により生活習慣病の発症及び重症化の予防に努め、もって健康長寿県やまがた（県民一人一人が、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会をいう。）の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を明らかにするために規定したものです。

本条例は、県民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民の健康づくりの推進に関する基本理念を定め、県の責務や各主体の役割を明確化し、県民の健康づくりを推進するための基本的施策、健康長寿県やまがた推進基金の設立その他の措置を講ずることにより、県民総参加で生活習慣病の発症予防及び重症化予防に努め、もって健康長寿県やまがた（県民一人一人が、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会）の実現に寄与することをこの条例の目的としたところです。

(基本理念)

第2条 県民の健康づくりの推進は、県民一人一人が健康づくりに関する関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

2 県民の健康づくりの推進は、県民、事業者、健康づくり関係者（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条第1号から第7号まで及び第10号に規定する健康増進事業実施者（市町村を除く。）、医療機関その他県民の健康づくりに関係する者をいう。以下同じ。）、市町村、県及び国が相互に連携し、及び協力することにより、県民の健康づくりを推進するための社会環境の整備に取り組むことを旨として行われなければならない。

【趣旨】

本条は、県民の健康づくりを推進するうえでの基本理念について規定したものです。

第1項は、県民が健康づくりの主体であり、健康づくりを進めるに当たっては、健康づくりに関する関心及び必要な知識を持ち、心身の状態に応じた健康づくりを主体的・継続的に取り組む必要があることを規定したものです。

また、県民の健康づくりの推進には、県民一人一人の主体的な取り組みだけでなく、それを取り巻く県民、事業者、健康づくり関係者、行政の支援が必要であるから、第2項では、各主体が県民総参加で連携協力することにより、県民の健康づくりを推進するための社会環境整備に取り組まなければならないことを規定したものです。

【解説】

1 第2項「健康づくり関係者」

「健康づくり関係者」は、具体的に以下の団体等を指します。

(1) 「健康増進法（平成14年法律第103号）第6条第1号から第7号まで及び第10号に規定する健康増進事業実施者（市町村を除く）」

ア 健康増進法第6条第1号

健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により健康増進事業を行う
う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保険組合連合会

イ 同第2号

船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定により健康増進事業を行う
う全国健康保険協会

ウ 同第3号

- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
- エ 同第 4 号
国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
- オ 同第 5 号
地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
- カ 同第 6 号
私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団
- キ 同第 7 号
学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の規定により健康増進事業を行う者
- ク 同第 10 号（市町村を除く）
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合

(2) 「医療機関、その他県民の健康づくりに関係する者」

具体的には、以下の団体等を指します。

- ア 医療機関
- イ 検診機関
- ウ 教育機関
- エ 保健医療分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等）
- オ 保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等）
- カ 健康づくりに取り組む地域団体その他県民の健康づくりに関する活動を継続的に行う者（ボランティア団体、町内会、NPO法人等）
- キ 食関連産業（飲食店、飲食料品小売業、食料品製造業等）
- ク 運動関連産業（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設提供等） 等

この条例では、県民総参加で県民の健康づくりを推進する観点から、健康づくり関係者をその職務の目的が県民の健康づくりに資するもの（ア～カ）だけに限らず、県民の健康づくりに関係する事業を行う民間事業者、団体、個人等を含んでいます。キの食関連産業、クの運動関連産業はその例示です。

2 第2項「県民の健康づくりを推進するための社会環境の整備」

県民一人一人の主体的な健康づくりを推進する社会環境の整備として、具体的には以下のとおりです。

<具体例>

- 塩分量を抑えた弁当を販売するスーパー等の数の拡大により、減塩に取り組む人がより塩分量を抑えた商品を選択できる食環境の整備
- 大型量販店や商店街で、買い物をしながら運動ができる環境の提供
- 受動喫煙も含めた喫煙が与える害や禁煙外来のある病院を周知する等により、喫煙者の禁煙を促すとともに、望まない受動喫煙対策に取り組む公共的施設の増加

(県民の役割)

第3条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康づくりに関する正しい知識を習得するとともに、健康診査、がん検診、歯科健診その他の方法により適宜自己の健康状態を把握しながら、継続して自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むこと及び県民が行政等と連携協力して県民の健康づくりを推進するための社会環境の整備に取り組むこととした基本理念を踏まえ、県民の役割を規定したものです。

【解説】

1 第1項「健康診査」

健康診断とほぼ同じ意味ですが、健康診断は労働安全衛生法や学校教育法で定められるものに対し、健康診査はそれに母子保健法等をも含めた広い概念であることから、健康診査としました。

2 第1項「その他の方法により適宜自己の健康状態を把握しながら」

健康診査、がん検診、歯科健診のほか、日常生活における体重、血圧測定等も自己の健康状態を把握する方法に含まれます。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の健康が経営の基盤となることを認識し、組織を挙げて積極的に従業員の健康増進に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者が県民、行政等と連携協力して県民の健康づくりを推進するための社会環境の整備に取り組むこととした基本理念を踏まえ、事業者の役割を規定したところです。

具体的には、積極的に従業員の健康増進に努めること並びに県及び市町村が行う健康づくり施策に協力することを事業者の役割として規定したものです。

【解説】

○ 第1項「従業員の健康が経営の基盤となることを認識し、組織を挙げて積極的に従業員の健康増進に努める」

いわゆる「健康経営」を事業者の役割に位置づけたものです。健康経営とは、経営者が従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを言います。（「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。）

少子高齢化が進み、従業員の安定的な確保が難しくなっている中、従業員が健康で長く働き続けることができる職場環境をつくることは、従業員の生産性向上とともに企業においても企業価値の向上、医療費の削減につながることを期待されます。

(健康づくり関係者の役割)

第5条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民の健康づくりに資する的確な情報及び機会の提供に努めるものとする。

2 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、健康づくり関係者が県民、行政等と連携協力して県民の健康づくりを推進するための社会環境の整備に取り組むこととした基本理念を踏まえ、健康づくり関係者の役割を規定したところです。

具体的には、県民の健康づくりに資する的確な情報及び機会の提供、並びに県及び市町村が行う健康づくり施策に協力することを健康づくり関係者の役割として規定したものです。

【解説】

○ 第1項「県民の健康づくりに資する的確な情報及び機会の提供」

県民の役割の一つに、健康づくりに関する正しい知識の習得があります。

また、継続して自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとされています。健康づくり関係者は、県民が健康づくりに関する正しい知識を習得し、継続して健康づくりに取り組めるよう、的確な情報と機会の提供を行うものとしたところです。

なお、一人の健康づくり関係者が提供する情報及び機会は、そのいずれか一方で差し支えありません。

《具体例》

○栄養士会等が企業内研修において実施する健康教室（情報の提供）

○スーパー等の小売店が塩分を控えた弁当を販売

（減塩された食事を選択できる機会の提供）

○量販店や商店街がその敷地内に運動できるスペースを設置

（運動を実践する機会の提供）

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【趣旨】

本条は、県民の健康づくりを推進するうえでの県の責務について規定したものです。

都道府県は、健康増進計画、がん対策推進計画、歯科口腔保健^{こうくう}計画をそれぞれ法令に基づき策定することとされており、本県は、平成30年3月現在、この3つの計画を一本化した「健康やまがた安心プラン」により県民の健康づくりを推進しています。

県は、本条例及び当該プランのもと、県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

(市町村等との連携)

第7条 県は、県民の健康づくりの推進に当たっては、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

【趣旨】

本条は、県が県民の健康づくりを推進するに当たっては、市町村及び国との連携、協力して取り組むことを規定したものです。

市町村は、住民に最も身近な自治体として住民からの相談に応じ生活習慣全般について保健指導を行っていること、また国については、自治体が健康づくりを推進するうえで専門知識を要する業務に対し技術的ガイドラインを示す等の役割を担っていることから、市町村及び国と連携協力するものとしたところです。

(推進体制の整備)

第8条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

【趣旨】

本条は、県が県民の健康づくりの推進に関する施策の推進体制を整備することを規定したものです。

県が平成25年6月に設置した「山形県健康長寿安心やまがた推進本部」は、保健医療、福祉、労働等の関連40団体と35市町村及び県で構成され、県民一人一人が主体的に健康づくりに取り組む「県民運動」の展開を目的としています。

当該本部は、施策の方向性について各団体理解を共有しながら、連携・協力し、各々が率先して具体的な活動を展開することとされ、条例制定時点において、県民の健康づくりに関する施策の推進するための推進母体として位置づけられています。

(財政上の措置)

第9条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県が県民の健康づくりの推進に当たって、必要な財政上の措置を講ずることとしたものです。

【解説】

健康づくり施策を実効性のあるものとするには、財政上の措置が不可欠であることから条例に明記したところです。

第2章 県民の健康づくりの推進に関する基本的施策

(生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療)

第10条 県は、県民の生活習慣病の予防、早期の発見及び早期の治療が図られるよう、県民が健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県が県民の生活習慣病の予防、早期発見及び早期の治療が図られるよう必要な施策を講ずることを規定したものです。

施策例としては、以下のものが挙げられます。

- ① 県民が健康診査等を受診しやすい環境の整備の促進
医療保険者と連携し、事業者に対し従業員の健康診断、特定健康診査、特定保健指導、精密検査、治療等の受診の重要性のほか、検査受診の促しや従業員が検査のために休暇取得する場合の職場の理解を広げることの重要性について普及啓発し、健康診査等を受けやすい職場環境の整備促進
- ② その他必要な施策
人工透析導入の原因ともなる糖尿病等の重症化を予防するため、重症化するリスクの高い治療中断者等を受診勧奨等を行う「山形県糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラム」の展開

(食習慣の改善)

第11条 県は、県民の食習慣の改善を促進するため、本県の食材を活用し、かつ、年齢層に応じた適切な量及び質の食事の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県が県民の食習慣の改善を促進するため、必要な施策を講ずることを規定したものです。

施策例としては、以下のものが挙げられます。

- ① 本県の食材を活用し、かつ、年齢層に応じた適切な量及び質の食事の普及
 - ・ 県内大学が適切な食塩量で考案した献立に基づく弁当を県内スーパーマーケットが販売し、販売店舗数や販売時期の拡大により、食習慣の改善に結びつく食事を選択できる環境を整備
- ② その他必要な施策
 - ・ 県内事業者を対象に、従業員の食習慣及び運動習慣の改善に導くための栄養、運動指導を行う「健康プログラム」の実施 等

(運動その他の身体活動の促進)

第12条 県は、県民の運動その他の身体活動を促進するため、本県の自然環境等を活用した運動の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県が県民の運動その他の身体活動を促進するため、必要な施策を講ずることを規定したものです。

施策例としては、以下のものが挙げられます。

- ① 本県の自然環境等を活用した運動の普及
 - ・ 県が関係団体と連携し、本県の特色である冬季スポーツやレクリエーション等、豊かな自然環境と地域性を活かしたスポーツを楽しむ気運の醸成
- ② その他の必要な施策
 - ・ 市町村と県の協働実施による、運動に関心のない者も取り組みやすい環境づくりとして市町村が実施する健康づくりをポイント化する「やまがた健康マイレージ事業」をとおし、県民が若い頃から自発的にウォーキングや体操等の健康づくりに取り組むことを促進
 - ・ 県内事業者を対象に、従業員の食習慣及び運動習慣の改善に導くための栄養、運動指導を行う「健康プログラム」の実施
 - ・ 大型量販店や商店街、公民館等の身近な場所で運動ができる環境を作る「やまがた健康づくりステーション」の創設の支援の取組みを促進

(飲酒及び喫煙の健康への影響についての周知)

第13条 県は、飲酒及び喫煙が健康に与える影響に関する県民の理解を深めるため、生活習慣病の発症の危険性を高める飲酒量、喫煙が健康に与える影響等についての広報その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県が飲酒及び喫煙が健康に与える影響に関する県民の理解を深めるため、必要な施策を講ずることを規定したものです。

施策例としては、以下のものが挙げられます。

- ① 生活習慣病の発症の危険性を高める飲酒量、喫煙が健康に与える影響等についての広報
 - ・ 保健所による出前講座や、保健所に禁煙窓口を設置し禁煙相談の実施
 - ・ 世界禁煙デーや世界禁煙週間キャンペーンにおける県及び市町村が実施するイベントにおける喫煙が健康に与える影響等の周知
 - ・ 禁煙治療実施医療機関を県のホームページで紹介
 - ・ 県主催の観光イベント等の来場者に対し、受動喫煙防止の啓発グッズの配布やアンケートの実施
- ② その他の必要な施策
 - ・ 保健所が、市町村実施の乳幼児健診等におけるアルコールが胎児や母乳に与える影響に関する正しい知識の普及啓発を支援
 - ・ 小学校、中学校、高等学校等において児童・生徒を対象に実施する喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の支援

(休養による心身の健康の保持)

第14条 県は、県民が適切な休養をすることにより心身の健康を保持することができるよう、本県の自然環境等を活用した休養の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県民が適切な休養をすることにより心身の健康を保持することができるよう、県が必要な施策を講ずることを規定したものです。

施策としては、以下のものがあげられます。

- ① 本県の自然環境等を活用した休養の普及
 - ・ 上山温泉のクアオルトや湯野浜温泉ノルディックウォーク等に代表される、市町村や地域が取り組む自然を活用した心身の健康の保持の取り組みの普及啓発
 - ・ スポーツや趣味（文化芸術活動を含む）を楽しむ機会を活用した積極的休養の普及啓発
- ② その他の必要な施策
 - ・ 小中学校において、早寝早起き等の規則正しい生活習慣の定着のための周知啓発

(人材育成)

第15条 県は、県民の健康づくりの推進に寄与する人材の育成を図るものとする。

【趣旨】

本条は、県が県民の健康づくりの推進に寄与する人材の育成を図ることを規定したものです。

市町村と連携して食生活改善推進員等のボランティアや、自治体や企業の保健師、管理栄養士等を対象にした研修会の開催等により育成します。

(調査)

第16条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査を実施するものとする。

【趣旨】

本条は、県が県民の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査を実施することを規定したものです。

代表的なものとして、以下の調査があります。

- 県民健康・栄養調査
(生活習慣、栄養成分摂取状況をおよそ5年ごとに調査)

(顕彰)

第17条 県は、県民の健康づくりを推進する社会環境の整備において顕著な成果を収めた者及び県民の健康づくりの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

【趣旨】

県民の一層の健康づくりとそれを支える社会環境の整備を推進するため、県民はじめ事業者、健康づくり関係者、健康関連者等が、他の模範となるような取組みを行った場合に表彰を行うものです。

表彰分野として想定しているのは以下のとおりで、審査基準や審査委員等については、別途要綱等により個別に定めるものです。

「生活習慣病の予防と早期発見・早期治療」

「食習慣の改善」

「運動等の身体活動の促進」

「飲酒及び喫煙の健康への影響の周知」

「休養による心の健康の保持」

その他、「がん対策の推進」、「歯科保健対策の推進」に寄与した者についても対象として想定しています。

第3章 健康長寿県やまがた推進基金

(基金の設置)

第18条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、健康長寿県やまがた推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

【趣旨】

本条は、県が県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するための基金設置を規定したものです。

【解説】

県民一人一人が、若い頃から自らの健康を意識し健康づくりに取り組むことに加え、企業を含め県民総参加による社会全体で県民の健康を支える新たな仕組みとして設置するものです。

基金の財源は、寄附を募り、基金として積み立てることとし、条例に定める「5つの基本的施策」について、基金を活用し事業を実施します。

「5つの基本的施策」

- (1) 生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療
- (2) 食習慣の改善
- (3) 運動その他の身体活動の促進
- (4) 飲酒及び喫煙の健康への影響の周知
- (5) 休養による心身の健康の保持

(積立額)

第19条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第20条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第21条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第22条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第23条 基金は、第18条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

【趣旨】

第19条から第24条は、第18条に基づき設置した基金の運用管理について規定したものです。

第18条から第24条までは、基金設置条例として一般的に定められる事項です。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本条は、この条例の施行期日について規定したものです。